

くらしの相談所



【問合せ先】 市民生活課市民相談センター・消費生活センター (☎ 28-9110)

警察官をかたる電話に注意

警察署で使用されることの多い、下4桁が「0110」の電話番号を表示することで消費者を信用させる手口や、電話からLINEのビデオ通話に誘導して警察手帳などを見せ、それを信用した消費者から個人情報聞き出ししたり、捜査の一環として金銭を振り込ませたりする手口が見られます。



【アドバイス】

- ▼警察がLINEのトークやビデオ通話で連絡を取ったり、金銭を個人名義の口座に振り込ませたりすることはありません
- ▼警察をかたる電話があっても慌てず、いったん電話を切って消費生活センター、消費者ホットライン188または警察相談専用電話「#9110」に相談してください

市民生活相談・消費生活相談

市民相談センター・消費生活センター（ヨリネスしばた1階）では、「心配ごと相談」や「消費生活問題の相談」を受け付けていますので、ご利用ください。

開設時間＝土・日曜日、祝日・年末年始を除く
9:00～16:00（受付は15:30まで）

司法書士による無料相談 **要予約**

相談は、1人30分まで、年度に1回限りです

とき＝7月3日④13:30～16:30

ところ＝消費生活センター（ヨリネスしばた1階）

予約先＝同センター（☎28-9110）

※7月2日④15:30までに予約してください